

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第79号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、次の文書を、本件開示請求の対象行政文書として特定し、改めて開示決定等をするべきである。

- ・平成15年10月7日付け東広建竹第162号により通知した行政文書部分開示決定に係る起案に添付されていた、民間の法人及び個人が設置した34本の橋りょうの一覧

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県砂防指定地管理条例に基づき、平成15年度上半期において、竹原支局管内の普通河川に設置されている橋にかかる砂防設備の占用料として徴収された又は徴収することが決定している額の内訳（河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県砂防指定地管理条例に基づき、平成15年度上半期において、竹原支局管内の普通河川に設置されている橋にかかる砂防設備の占用料として徴収された又は徴収することが決定している額の内訳（河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額）」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年12月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむ

ね次のとおりである。

竹原支局は砂防指定地内河川に係る砂防設備の占用を許可する権限を有しているが、一方で広島県砂防指定地管理条例に基づく砂防設備の占用料の額を該当する橋の数と併せて記述した文書が全くないとの不適法な処分を行ったものである。

竹原支局管内の普通河川に設置されている橋に係る砂防設備の占用料を徴収していないとも考えられる本件処分の内容から判断すると、竹原支局は条例違反をしていることになると考えるのが一般的な判断である。

竹原支局が、広島県砂防指定地管理条例を守らずに、自ら砂防行政の違反行為をしているとは常識的には理解できないものであることから、当該占用料に係る徴収額（徴収すべき金額を含む。）及び橋の数を速やかに開示するよう要求する。

理由説明書の内容から判断すると、砂防河川には、不法に砂防設備を占用している橋が多数存在していることから、本件請求の河川ごとの橋の数などを意図的に不開示としたものと思料される。

広島県の担当者には絶大な裁量権が認められており、不法占用の実体を隠匿することを画策していることから、速やかに適法な開示を行うよう強く要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

砂防設備の占用については、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）第4条により知事の許可を要するとともに、管理条例第12条により許可を受けた者から占用料を徴収することとされている。

上記占用料については、該当案件ごとの個別データは存在するが、異議申立人から請求のあった「河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額」を記載した行政文書は、作成していない。

第5 審査会の判断

1 砂防指定地及び砂防設備の占用について

砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、砂防設備とは、同法第1条に、砂防指定地において治水砂防のため施設するものと規定されている。

そして、砂防指定地及び砂防設備の管理について、実施機関は、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき管理条例を制定し、必要な規制等を行うこととしている。

管理条例第4条において、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。

そして、実施機関は、占用許可を受けた者から、管理条例第12条に規定する占用料（以下「占用料」という。）を徴収することとされている。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、管理条例に基づき、「平成15年度上半期において、竹原支局管内の普通河川に設置されている橋にかかる砂防設備の占用料として徴収された又は徴収することが決定している額の内訳（河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額）」である。

そして、異議申立人は、本件異議申立てにおいて、「砂防設備の占用料の額を該当する橋の数と併せて記述した文書が全くないとの不適法な処分を行った」と述べており、本件請求の趣旨は、河川ごとに、平成15年度上半期に徴収する又はすることが決定した占用料（以下「平成15年度の占用料」という。）の合計及び該当する橋りょうの数が併せて記載されている、例えば一覧表のような文書であると判断できる。

3 本件処分の妥当性について

理由説明書によれば、実施機関は、本件対象文書に該当する行政文書として、個別データではなく、「河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額」を記載した行政文書を特定したとしており、本件対象文書の特定においては、本件請求の趣旨に沿っているものと認められる。

次に、本件対象文書が存在しないとの実施機関の主張について、検討する。

審査会で確認したところ、占用許可については橋りょうごとに作成されている台帳で管理されており、占用料についても当該台帳において年度ごとの金額が記載されていた。この台帳をまとめた一覧表は存在するが、占用料の記載はなかった。

このことから、占用料の徴収等の事務に関しては、実施機関は橋りょう別の台帳で管理を行っているものと認められ、この点において、「河川名称ごとに該当する橋の数と占用料の合計額」を記載した行政文書が存在しないとの実施機関の説明が不自然であるとまでは判断できない。

しかし、審査会で別に審査した事案において、占用料が記載されている別の文書の存在が認められた。当該文書は、竹原支局管内の砂防指定地内の河川に民間の法人及び個人が設置した34本の橋りょうに係る一覧表（以下「橋りょう一覧」という。）であり、異議申立人が別に行った行政文書開示請求に対して、平成15年10月7日に実施機関が行った行政文書部分開示決定に関し、実施機関が参考資料として作成し、起案文書に添付していたものである。

橋りょう一覧は、開示請求の対応のために特に作成されたものであり、占用料及び橋りょうの本数の合計が記載されているものではないが、砂防

指定地内の河川に民間の法人及び個人が設置した橋りょうごとに河川の名
称及び平成15年度の占用料が記載されていることから、河川ごとの占用
料及び橋りょうの本数の集計が可能であり、一覧表として整理されている
ことからしても、本件対象文書に該当すると認められる。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
20. 9. 30 (平成20年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
20. 10. 28 (平成20年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授